

京都大学病理組織検査受託規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 京都大学<u>医学部及び医療技術短期大学部</u>において行う病理組織検査(以下「検査」という。)の受託及び料金については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 京都大学において受託する検査は、病理組織迅速顕微鏡検査及び病理組織顕微鏡検査(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算出方法(平成6年3月厚生省告示第54号)の別表第1医科診療報酬点数表の第2章第3部第2節第1款病理学的検査実施料の区分(以下「<u>病理学的検査実施料の区分</u>」)という。)D100及びD101の病理学的検査をいう。)とする。ただし、<u>医療技術短期大学部</u>において受託する検査は、<u>病理学的検査実施料の区分D101の注4の組織標本に係る病理組織顕微鏡検査に限る。</u></p> <p>第3条 検査を委託しようとする者は、所定の病理組織検査申込書に検査資料を添えて<u>医学部長又は医療技術短期大学部長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第4条 検査料金は、1点の単価を10円とし、<u>病理学的検査実施料の区分</u>に応じて、その定める点数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、検査の受託に必要な細目は、<u>医学部にあっては医学部長が、医療技術短期大学部にあっては医療技術短期大学部長が</u>定める。</p>	<p>第1条 京都大学<u>医学研究科並びに医学部附属病院</u>において行う病理組織検査(以下「検査」という。)の受託及び料金については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 京都大学<u>医学研究科</u>において受託する検査は、<u>病理組織迅速顕微鏡検査(診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)の別表第1医科診療報酬点数表の第2章第3部第2節病理学的検査料の区分(以下「<u>病理学的検査料の区分</u>」)という。)</u>D100をいう。以下同じ。)、<u>病理組織顕微鏡検査(病理学的検査料の区分D101をいう。以下同じ。)</u>及び<u>病理診断(病理学的検査料の区分D104をいう。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>2 <u>京都大学医学部附属病院において受託する検査は、検査を委託する者を保険医療機関に限るものとし、病理組織迅速顕微鏡検査、病理組織顕微鏡検査、その他の病理組織検査(病理学的検査料の区分D101-2をいう。)、細胞診検査(病理学的検査料の区分D102をいう。)、HER2遺伝子に係る検査(病理学的検査料の区分D103-2をいう。)</u>及び<u>病理診断とする。</u></p> <p>第3条 検査を委託しようとする者は、所定の病理組織検査申込書に検査資料を添えて<u>医学研究科長又は医学部附属病院長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第4条 検査料金は、1点の単価を10円とし、<u>病理学的検査料の区分</u>に応じて、その定める点数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。ただし、<u>医学研究科において行う病理診断について、検査の承認を受けた者が作製した組織標本を診断する場合は、1件につき200点として算定する。</u></p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、検査の受託に必要な細目は、<u>医学研究科にあっては医学研究科長が、医学部附属病院にあっては医学部附属病院長が</u>定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>